

平成30年第6回宮崎市議会（12月定例会）

提出案件一覧（その2）

1 件数

	今 回	累 計
議 案	11 件	(41 件)
報 告	0 件	(9 件)
合 計	11 件	(50 件)

2 内訳

(1) 議案（11件）

①平成30年度補正予算案（その2）（9件） ⇒ 議案第162号～議案第170号

②条例案（2件） ⇒ 議案第171号・議案第172号

3 議案の概要

平成30年度補正予算案（その2）（9件）

《一般会計》

議案第162号 平成30年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第163号 平成30年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案

議案第164号 平成30年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第165号 平成30年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第166号 平成30年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第1号）案

議案第167号 平成30年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第168号 平成30年度宮崎市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第169号 平成30年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第170号 平成30年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

別添「平成30年度12月補正予算案概要（その2）」のとおり

議案第171号・議案第172号 条例案（2件）

議案第171号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例及び宮崎市教育長の給与等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の給与改定を踏まえ、常勤の特別職及び教育長の期末手当の額の改定を行うため。

◇主な内容

市長、副市長、上下水道局長、代表監査委員及び教育長の期末手当の額を、次のとおり年間で0.05月分引き上げる。

《平成30年度》12月の期末手当を0.05月分引き上げる。

《平成31年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ1.675月分とする。

	現行	改正後	
		平成30年度	平成31年度
6月期末手当の支給率	1.575月分	変更なし	1.675月分
12月期末手当の支給率	1.725月分	1.775月分	1.675月分
合計	3.3月分	3.35月分	3.35月分

◇施行期日

公布の日（ただし、平成30年度に係る規定は平成30年12月1日に遡って適用。平成31年度に係る規定は平成31年4月1日施行。）

◇提案理由

国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、本市職員に支給する給与についての改定を行うため。

◇主な内容

1 給料表

「行政職給料表（別表第 1）」及び「医療職給料表（別表第 2）」の給料月額を平均で 0.2%引き上げる。

2 勤勉手当

勤勉手当の支給率の上限を、次のとおり年間で 0.05 月分引き上げる。

《平成 30 年度》12 月の勤勉手当を 0.05 月分引き上げる。

《平成 31 年度》6 月及び 12 月の勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分ずつ引き上げる。

	現行	改正後	
		平成 30 年度	平成 31 年度
6 月勤勉手当の支給率	0.9 月 (0.425 月)	変更なし	0.925 月 (0.45 月)
12 月勤勉手当の支給率	0.9 月 (0.425 月)	0.95 月 (0.475 月)	0.925 月 (0.45 月)
合計	1.8 月 (0.85 月)	1.85 月 (0.9 月)	1.85 月 (0.9 月)

※ () 書きは、再任用職員。

3 初任給調整手当

初任給調整手当の支給上限額を次のとおり引き上げる。

	現行	改正後
医療職給料表の適用を受ける職員	月額 414,300 円	月額 414,800 円
上記以外の医師及び歯科医師	月額 50,700 円	月額 50,800 円

4 宿日直手当

宿日直手当の支給上限額（勤務 1 回につき）を次のとおり引き上げる。

	現行	改正後
通常の宿日直手当	4,200 円 (6,300 円)	4,400 円 (6,600 円)
特殊な業務を主として行う宿日直勤務	7,200 円 (10,800 円)	7,400 円 (11,100 円)

※ () 書きは、執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務の場合。

5 期末手当

平成31年6月及び12月の期末手当をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては0.725月分）とする。

	現行（平成30年度）	改正後（平成31年度）
6月期末手当の支給率	1.225月（0.65月）	1.3月（0.725月）
12月期末手当の支給率	1.375月（0.8月）	1.3月（0.725月）
合計	2.6月（1.45月）	2.6月（1.45月）

※（ ）書きは、再任用職員。

◇施行期日

公布の日（ただし、平成30年4月1日に遡って適用。2のうち平成31年度に係る規定及び5は、平成31年4月1日施行。）